

ひと、くらし、  
みらいのために

# せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署 (栗原市瀬峰下田50-8 電話0228-38-3131)

## 増加した昨年に迫る水準 ～ 労働災害の発生状況 ～

### 労働災害発生状況 (令和4年4月末現在)

	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
休業4日以上	60	57	865	957
死亡	0	0	2	4

▶令和4年の労働災害(休業4日以上)による被災者数は、1月～4月までで57人です。▶この被災者数は、**災害が増加した令和3年同期の60人に迫る水準**です。▶令和4年は、労働災害の4割弱を【**転倒災害**】が占めています。▶災害が増加している業種は、【**転倒災害**】の割合が全業種の水準よりも高くなる傾向があります。▶卸売業、小売業を始めとした『**商業**』は、**1月～4月までで被災者数が10人と、令和3年同期の2倍のペースで労働災害が発生**しています。▶**令和3年に被災者数が増加した『社会福祉施設』は、1月～4月までで被災者数が10人と、令和3年同期の2倍のペースで労働災害が発生**しています。▶『**商業**』で最も割合が高いのは【**転倒災害**】で、『**商業**』の労働災害の6割を占めています。▶『**社会福祉施設**』で最も割合が高いのは【**転倒災害**】で、『**社会福祉施設**』の労働災害の5割を占めています。

## 全国安全週間

▶7月1日から7日まで『**全国安全週間**』が実施されます。▶今年で95回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。▶近年は、就業人口が高齢化し、**高年齢労働者の労働災害**や、**転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害**が**顕著に増加**しています。▶これらの災害は、事業者が行う対策だけで防ぐことが困難な場合もあるため、災害防止に向け**労使一丸となった取組**が求められています。▶労働災害を減少させるには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、それらを遵守・実行するための**時間的・人力的余裕のある業務体制**を構築することが重要です。▶今年度は、『**安全は急がず焦らず怠らず**』のスローガンの下、全国安全週間が実施されます。▶「全国安全週間」と6月1日から30日までの準備期間を契機とし、『**急ぐ**』『**焦る**』『**怠る**』は、【**場面行動**】【**近道反応**】【**省略行動**】といった不安全行動の背後要因となることを改めて認識し、**労使一丸となって**、作業行動に起因する【**転倒災害**】を始めとした労働災害を防止していただきますよう、お願いいたします。

# 令和4年度労働保険年度更新

～ 年度更新期間は6月1日(水)～7月11日(月) ～

▶令和4年度の労働保険の年度更新期間は、6月1日(水)～7月11日(月)です。▶年度更新の申告書は、5月末頃に郵送されています。▶保険料は、口座振替による納付が便利です。▶年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または【**電子申請**】でも受け付けており、**直接窓口へ出向くことなく申告することができます**。▶【**電子申請**】は、①いつでも時間帯を問わず申請や届出が可能、②待ち時間や移動時間、手続き所要時間の短縮できるため、総務の業務改善やコストの削減が可能、③非接触型で手続きが完了するため、コロナ禍でも安心の手続きが可能といったメリットがあります。▶瀬峰労働基準監督署は、窓口の混在が特に予想される労働保険の年度更新での【**電子申請**】の利用を推奨しています。▶“**電子申請を利用したいが初期設定が分からない**”といったご要望がある皆さまは、『**電子申請未利用事業場アドバイザー事業**』をご活用ください。▶また、『**労働保険の年度更新に関する問合せ**』については『**コールセンター**』の利用をお願いいたします。

## ■ 電子申請未利用事業場アドバイザー事業

【委託事業者名・所在地】

株式会社アイヴィジット 東京都豊島区東池袋4-5-2ライズアリーナビル6階

TEL 03-6628-2275/FAX 03-6627-9989

メールアドレス：mail@denshi-shinsei.jp

○お問合せは、電話又はメールでお願いします。

○電話による問合せは、平日10時～17時になります。

電子申請はこちら  
らをチェック



## ■ 労働保険年度更新コールセンター

**0120-165-180** (携帯電話での通話も可能)

開設期間 令和4年5月30日(月)～7月22日(金)

受付時間 9時～17時(土日祝日を除く)

○IP電話は、契約内容によって利用できない場合があります。

○問合せの集中などで電話がつながりにくくなる場合がありますが、皆さまのご理解をお願いいたします。

## STOP!熱中症クールワークキャンペーン

▶宮城県内でも夏日を観測する時期を迎えています。▶瀬峰労働基準監督署は、『**STOP!熱中症クールワークキャンペーン**』(5月～9月)を推進しています。

▶皆さまにおかれましては、①のどが渴いていなくても定期的に水分・塩分を取る、②各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取る、③少しでも異常を認めたときは、**ためらうことなく病院に搬送する**、などの対策を徹底していただきますよう、お願いいたします。

宮城労働局の熱  
中症予防対策を  
チェック

